

伊奈町総務建設産業常任委員会

令和4年9月12日（月曜日）

埼玉県伊奈町議会

開会 午前 9時00分

○戸張光枝委員長 皆様、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

早速始めさせていただきたいと思います。

皆様にお願ひがあります。

新型コロナウイルス感染症対策として、アクリル板の設置及びマスク等を着用しております。お手数ですが、発言する際は声が聞こえにくくなっておりますので、マイクの向きや、マイクに近づくなどの調整のご協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会いたします。

本日、本委員会の傍聴につきまして申出があった場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

このところ朝晩めっきり涼しくなつたかなという、感じがしておりますけれども、コロナの関係も、町の方は大分少なくなりました。おとといの新聞で6,992人という数字がありました。今日は新聞がありませんでしたので、昨日の数字だと思ひましたが、16名というふうに出ましたので、7,000人を超えたんですけれども、7,008人という分析の数字でございます。学校関係についても2学期が始まっておりますけれども、非常に落ち着いております。感染者数が少なくなつておりますということでございますが、安心せずにしっかりと対策をしながら務めてまいりたいと思ひております。

今日は総務建設産業常任委員会を開催していただきましてありがとうございます。今日は10議案を提案させていただきますので、ご審議賜りましてご承認賜りますように心からお願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は、議案10件であります。これらを議題といたします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第47号議案 令和4年度伊奈町一般会計補正予算（第6号）の所管事項について質疑を行います。

6ページの地方債補正、9ページから11ページまでの歳入全般について、質疑はありませ

んか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 歳入とといいますか、全般の要望なんですけど、今、決算書は各ページの左上に款項目が載っている、表示が出ているんですね。予算書にはそれがなくて、作り方の問題だと思うんですけども、今後予算書にも各ページに、そのページに示されている款項目載せるようにしていただけないかなというところなんですけれども、その辺いかがでしょうか。対応できますでしょうか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 確かに決算書の左上のページには款項目が出ております。今回の補正予算書なんか見ますと横に出ているような状態になっているんですけども、システム的なこともございますので、即答はできませんが、検討させていただきたいと思います。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 よろしくお願いします。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 10ページの繰入金、財政調整基金繰入金ということで今回3億5,800万円計上されているんですけども、この額そのものではなくて質問したいんですけども、7年前町長が当選されたときに、この財政調整基金が3億円、2億円カツカツのところ、あまりにも少ないと問題意識をされたと思います。その後、私の感覚では何となく基準がなくて、とにかく6%だ、7%だ、8%、一般会計のそのくらいの規模で財政調整基金云々というような形で起きているんですけども、今回補正されて、令和4年度末が7億3,000万円ですか、本会議で説明を受けました。私調べてみたんですけども、町として基準とか狙いとか、そこら辺を設けてもいいんじゃないかなと思うんです。どういうことかという、地方自治法の241条ですか、財政調整基金について自治法で定められているんですけども、決算の剰余金の2分の1以上を積み立てると。それで、財政調整基金条例というものを定めている自治体も結構あるんですね、調べてみると。上限に限度がないんですね。

それで、今のこの7億円とかそこら辺の見解が妥当かどうかということですけども、質問の趣旨は、私たちも関係ある上尾桶川伊奈衛生組合を見てみると、一般会計の規模が3億円、財政調整基金の積立額が1億8,000万円、こういう現状があるわけですよ。どうも財

政調整基金というのは幾ら積んでも問題ないんじゃないかなという感じがするんですが、合法的に剰余金の2分の1以上ということで。そこら辺の見解はどうですかと。はっきり基準を設けて、今あやふやな6%だ、7%だ、8%だというんじゃなくて、剰余金ができたら2分の1以上どんどん積んでいくんだと、このような基準を設けたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 委員おっしゃるように、今回の繰入金を入れますと、4年度末想定残高が約7億3,000万円になると思います。今現在、コロナの臨時創生交付金がいろいろ一般財源で充てておりましたが、それが年度末になって交付決定が来ると、約2億7,000万円来るので、年度当初以上にはなるのかなと踏んでおります。

委員おっしゃった財政調整基金のライン取りというか、決まりというか、そういう部分でございませけれども、一般的に関東財務局等からもいろいろ指導を受けているところですが、財政調整基金につきましては、標準財政規模の10%程度が望ましいという、非公式の見解ですけれども、言われております。伊奈町は約標準財政規模が88億円程度になりますので、その10%となると8億円程度となります。委員のおっしゃるような取決めというのはございませませんが、この辺のラインを基に日々の財政運営を心がけているところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 それで、私たちも会派でもいろいろ検証したりしてきているんですけれども、これから庁舎建設60億円、消防広域化だ、クリーンセンター、ごみ処理施設だったり、そういう投資計画があるので、こういうときの、インストラクターの説明では財政調整基金のボリュームを上げることを自治体として努力しなさいというアドバイスを受けているんですよね。これは、上限が今基準財政規模の1割というか、そういう話もあるんですけれども、それ以上積んでいったって問題ないんですよね、積みめれたら。と今私がいろいろ調べた中でそう感じるんです。だから、この財政調整基金を積んでおくことは、これからの庁舎建設とかごみ処理施設とか消防署とか、計画外の支出に対応できるので、財政なり強く感じるような気がするんです。何かそういうことで言うことがありましたら。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 委員おっしゃるように、これからいろいろな大規模な財政支出がある想定は、しております。財政調整基金とともに公共施設整備基金もございまして、そちらのほ

うも今順次積立てをしております。方向性としては、委員おっしゃるように、例えば使い道のない財源があったとしたら、少しでも基金に積み立てていって、こういうご時世ですから、何が災害があるか分かりませんので、1円でも多く積んでおくことは悪いことは1つもございませんので、方向的には委員と一緒に、少しでも基金全体として財源を持っておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 財政調整基金、そういうことで、私の勉強した中では上限がないということで、合法的に積み立てるだけ積み立てていってほしいなという要望というか、意見を申し上げておきます。

それで、次に、同じ10ページの20款諸収入の5項雑入ですね。ここで、統括監人件費負担金が戻ってきて278万5,000円というのが計上されているんですけども、1つはどういう状況なんですかということ、分かっているような感じですけども、質問させていただきます。

もう一点は、諸収入で278万5,000円があるんですけども、支出のほうでどこが増えているんだろうって、13ページの総務の一般管理費の中の職員人件費で見ても278万5,000円というのは出てこないんですけども、どこに計上されているんですかと、その2点お願いいたします。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 ただいまの諸収入、統括監人件費の負担金の関係でございますが、こちらにつきましては都市建設統括監が上下水道統括監を兼務するということから、水道会計より人件費の一部をご負担いただくものとなっております。

また、歳出という、支出ということでございますが、こちらは一般会計でなく水道会計での支出になろうかと思えます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 答弁漏れなんですけれども、これ再質問に入っちゃってて申し訳ないんですが、歳出のどこで278万5,000円というのを見ればいいんですかという質問。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時11分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

都市建設統括監。

○中本雅博都市建設統括監 歳出につきましては、第52号議案の令和4年度の伊奈町水道事業会計補正予算の第2号で歳出は計上させていただいております。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 分かりました。一般会計一緒かと思っていましたので、至りませんでした。

それで、今、都市計画統括監のいわゆる水道会計と統括監重複しているからというお話があったんですが、下水道はどうなんですか。下水道会計から、独立しているんですけれども。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 都市建設統括監でございますが、委員おっしゃるとおり、一般会計、また、水道会計、下水道会計、中部の区画整理会計で兼務というか、そこを統括する職でいらっしゃいますので、その4会計でのご負担ということになります。今回歳入として水道会計のほうより278万5,000円繰り入れるものでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 分かりました。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時13分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

12ページの第1款議会費について、質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

12ページから15ページまでの第2款総務費について、ただし、15ページの第3項戸籍住民基本台帳費は除きます。質疑はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 13ページの総務費、1項11目道路照明維持管理事業ということで、1,371万6,000円の詳細をお願いしたいと思います。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 道路照明灯の電気料につきましては、当初予算では一月190万円の12か月で2,280万円を予算計上しておりましたが、昨年度から少し上がってきまして、今年の4月にはもう250万円を超えるような状況でございました。過去の推移を見ますと、4%ぐらいずつ電気料が上がっておりましたので、4月の電気料から4%ずつ上昇すると見込んで積算をさせていただきました。積算しますと、約3,651万6,000円電気料が今年度かかる積算になりましたので、その3,651万6,000円と2,280万円の差額の1,371万6,000円を補正の増額の要望をさせていただいたところでございます。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 分かりました。いいです。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありますか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

26ページの第5款農林水産業費について、質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 26ページの農業振興費、1項農業費、3目農業振興費、新型コロナウイルス感染症対策農家・生産団体支援事業として補正が446万円ですね。本会議で若干……報道関係の資料でこら辺がオープンになっていたところですけども、実際営農継続支援助成支援金とありますが、事業内容としてはどのようなものかということ。対象事業者数とか支援金額の確認をお願いしたいと思ひまして質問いたします。

○戸張光枝委員長 アグリ推進課長。

○大野正人アグリ推進課長 今回の営農継続支援金の内容でございますが、そもそもの支援金の目的といたしましては、農作物に関しましては昨今の価格上昇等がございますが、農作物に関しましてはその性格上、経費上昇分を適宜価格に転嫁することが難しく、昨今の物価上昇に加えまして、肥料価格の高騰などが農業経営を圧迫しているところでございます。中でも、本事業の対象となります認定農業者、認定新規就農者、各生産組合の構成員など、経営規模が大きい専業農家や農業法人が受けるダメージが深刻であると捉えているところでございます。今回は、そちらの町の農業振興の中心となります農業者に対しまして支援を行っていくものでございます。

支援の内容といたしましては、認定農業者及び認定新規就農者、こちらが18名いらっしゃいます。こちらに7万円を支給させていただきます。また、各生産組合の構成員でございますが、こちら27名が対象となります。こちらも7万円を支給させていただきます。それと、農業収入が100万円以上の方、こちら10名を見込んでおります。こちらにつきましても7万円の対象となります。最後に、加温施設を有する施設園芸農家につきましてでございますが、こちらは燃油等の高騰が一番影響を受けている農家さんでございまして、6名対象者がいらっしゃいまして、こちらに対しましては一律10万円の支給という形になってございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 農業を職業とする専業農業者というのは1,000平方メートル以上の耕作面積で決めるんですけど。

○戸張光枝委員長 アグリ推進課長。

○大野正人アグリ推進課長 専業農業者、特に規定というのは設けていないんですが、今回は町の農業振興の中心となる農家ということで、先ほど申しました認定農業者、認定新規就農者、各生産組合の構成員、あと、加温施設を有する施設園芸農家、最後に令和3年の農業収入が100万円以上あった方を対象としております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 農業全体的には衰退しているかと思えますけれども、今回報道発表した意欲的に取り組む農業者、漏れのないようにお願いしたいと思います。こちら辺、気になって質問いたしました。

この農業についてはここまでです。以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

27ページから28ページの第6款商工費について、質疑はございませんか。

大野委員。

○大野興一委員 商工費の商工振興費、「がんばれ！伊奈の起業者応援大作戦」、この内容についてお聞きいたします。よろしくお願ひします。

○戸張光枝委員長 元気まちづくり課長。

○斉藤雅之元気まちづくり課長 町内に事業所、事務所を有する中小企業等に給付金として5万円をお支払いするというので実施するものでございます。こちらの内容と似たような事業を2年前にも実施をしておりますけれども、基本的には同じような形で各事業者に5万円ずつ定額で給付をするという形で事業を実施してまいります。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 結構です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 2点ほどあるんですが、まず最初、同じく商工振興費の商工業活性化事業の中小企業保証料補助金についてなんですが、こちら対象は、借換え融資に関しては対象になるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 元気まちづくり課長。

○斉藤雅之元気まちづくり課長 今回の補助金につきましては、県及び町で融資を制度がございまして、そちらのセーフティネット4号、5号ということになっているもの、また、今回に関しては4月から県で伴走型の支援事業が始まりましたので、そちらを対象にという形で実施をしてまいります。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 借換え融資について伺ったのは、今、市場の会社等、これまでコロナ対策で政府主導でやった無利子無担保、ゼロゼロ融資というもので比較的借入れは促進されてきていました。ここにきてそれらの返済が始まってくるというところで、そこが非常に厳しくなっていて、今企業で考えるのは、借換え融資で一本化して返済期間を長期に延ばして事業の延命を図っていききたいというニーズが実際出てきていると思うんですね。なので、そういったところに目を向けて、今回は交付金とかを使ってというような事業なので縛りがあるかも

しれないんですが、何かそういったところも少し頭に入れて今後の事業の企画とかをしていただきたいというところです。何かご意見があれば伺いたいと思います。

○戸張光枝委員長 元気まちづくり課長。

○斉藤雅之元気まちづくり課長 こちらの制度につきましても、町内の金融機関等にいろいろ相談をさせていただいて企画をしたところでございます。実は、昨年度につきましては、こちら申請件数ゼロ件というところだったんですけれども、やはり委員おっしゃったとおり、返済が厳しくなってきたところで新たにというところが結構増えていると伺っております。今回に関しては、県、町の事業で融資を受けた方という対象とはしておりますけれども、今回、先週金曜日現在で24件ほど申請をいただいている状況でございます。やっぱりコロナ禍で返済が厳しくてということで新たに伴走型の申請をして今回の融資を受けるというところで手続を進めているところでございますので、今後につきましては委員おっしゃったものに関しても各金融機関等とも相談しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 ありがとうございます。ぜひ検討していただいて、場合によっては自転車操業的な思考に陥ってしまう事業所もあるかと思うんですね。やはり違う方式、返済の長期化という形で支援していける制度につながっていけばいいかなと思います。

続けて、先ほど大野委員からもありました、がんばれ！伊奈の事業者応援大作戦、こちら先ほど概要をいただいたんですが、これ今回もその支給の方法というのは、例えば通知を出すとかではなくて、広報をして申請を受け付けるというような流れになるのでしょうか。プッシュ型なのか、そうでない形でいくのかという形で。

○戸張光枝委員長 元気まちづくり課長。

○斉藤雅之元気まちづくり課長 今回に関しましても、申請を受け付けて給付という形で進めてまいります。感染拡大防止の観点もございますので、今回につきましても電子申請、郵送等を基本にして手続を進めてまいります。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 それで、今回この事業所の中には、例えば障害者の就労継続支援事業所であるとか、NPO法人であるとか、そういったところというのは対象になってくるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 元気まちづくり課長。

○齊藤雅之元気まちづくり課長 2年前の事業と変えたところということで、今回に関してはNPO法人を含める形にさせていただいております。今回の対象となる事業者につきましては、中小企業法2条に規定される事業者、会社、個人、それと医療法人、社会福祉法人、士業法人、それに加えてNPO法人という形で実施をしております。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 障害者就労支援事業所なんかは、なかなかイベントが中止になったりで販売の機会ですとか活動の周知の機会がない。そういった中で、またここにきて原材料が上がっている、高騰しているということで困窮しているような話も聞くので、それはよかったかなと思っています。

先ほどの借換えのところでも町独自でというような話をさせていただいたんですが、事業所ですとか農家に支援金、非常にありがたい制度で、また、先週政府のほうからもまた非課税世帯に5万円ずつ支給しますというような話も出てきています。ぜひご意見伺いたいののが、非課税にはなっていないけれども、なかなか生活が切迫している世帯というのは数多くあって、例えば19歳以上の学生がいる世帯であるとか、奨学金を返済しながら働いている若年の社会人といったような名目上の可処分所得はあって税金納付しているんだけど、実質の生活はかなり切迫しているよというようなご家庭が多くあると思うんですね。今議会の報告第4号でもあったとおり、町の財政非常に安定して貯金も増えてきた。将来負担率はマイナスになるというような状態にもなっていますので、交付金事業では難しいかと思うんですが、ぜひ町独自でそういった実際切迫している世帯、あるであろう切迫している世帯に対して何か支援とか、そういったものを今後も含めてお考えとかはありますでしょうか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 今の委員のご意見でございますが、まず今議会にはおっしゃるとおり、その方たちをターゲットにした事業はございません。6月議会では、ほぼ全世帯を対象とする水道料金の基本料金の無料化、それと、子育て世帯も所得制限なしで1人1万円という事業を実施してまいりました。今後また、先ほど委員がおっしゃった1人5万円の新規事業と同時に、また新たに地方創生臨時交付金がもしかするとまた市町村へ交付がある可能性があります。そのときは、今、委員のご意見を含めいろいろなこと、オール伊奈町でどんな事業がいいのか今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 水道料金とかも非常に助かったと皆驚いて喜んでいました。ただ、やはりふだん、税とか社会保障、支えてくださっている方々の中で今切迫している方々がいるでしょう。ぜひ思い切った支援を町でもしていただきたいと思っています。現役の負担者の方たち全員が全員余裕があるわけではないので、そこにもしっかりと目を向けていただきたいという要望としてお伝えして今後に期待したいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 今の項で、がんばれ！伊奈の事業者所応援大作戦ですけれども、事業者に5万円支給しますと、8,775万円で割ると1,750社ぐらいですか、約。そういう解釈でよろしいですか。

○戸張光枝委員長 元気まちづくり課長。

○斉藤雅之元気まちづくり課長 今回の給付対象者につきましては、こちらで把握している法人の数が840社、それから、個人が1,485社ということで、2年前の申請率等も加味しまして、75%申請があったとして、合計して1,740社という形で計算をさせていただいております。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 今840社と、個人が……

〔「1,450」と言う人あり〕

○村山正弘委員 1,450社と言いましたっけ。

〔「1,485」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 これ、財源が一般財源ということなんですけれども、さっき企画課長が触れていましたけれども、今後地方創生とかそういうので国の補助を受けられる可能性はあるんでしょうか、どうなんですか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 今回の、がんばれ！伊奈の事業所応援大作戦は、既に令和4年度当初の上限額の範囲の中で見込まれている地方創生臨時交付金の充当事業として今のところ考えております。ただ、当初の交付決定が来ておりませんので、予算上は歳入措置されておりませんが、現在、当初で1億円以上の上限額を頂いている中で、今回のものは充当を予定している事業でございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 分かりました。

それで、今後また議論というか、審査するに時間がかかる。12月までないかなと思いつつ、気がなったことで質問させていただきたいんですが、先週の金曜日に低所得者世帯に一律5万円というのが報道されていますね。そうすると、伊奈町が8月1日で1万9,340世帯で、非課税世帯というのはどれくらいいるものなんですか。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時36分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 非課税世帯につきましては、約3,300件ほどございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 これは、議案と離れた形で質問しましたけれども、いずれにしても近々降りかかってきますので、対応よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

28ページから30ページの第7款土木費について、質疑はありませんか。

大野委員。

○大野興一委員 本会議で質疑がありました町道7号線のことですが、様子を見ると7号線よりもいわゆる農免道路と言われる田んぼ側の町道に移管された道路ですかね、その道路がかなり傷んでいるような感じがしますし、7号線はいわゆる伊奈町が尾根になっている部分のかなり土地としてはよいところでもあります。それに対して農免道路はもう低地のところに

道路が造られておりますので、かなり傷みが激しいような感じで、特に今交通量がかなり多くなっております、その辺の具合はどうかお聞きしたいと思います。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 町道7号線と、あと農免道と言われますいな穂街道の関係でございます。町道7号線につきましては、昨年度も当初予算で計上させていただいたとおり、今年度は1億円といったことで、この間議案質疑の中で委託をその辺を備えて一つ一つ、一からもう一回設計をし直して、工事費は今回補正で切らせていただきまして、来年度に向けて準備を進めたいというところでございます。

いな穂街道につきましては、まだ路床の改良自体が平成の時代にやった工事でございます。当然ながらまだ20年も30年も経過していない状況なので、今後一つ一つ、7号線なり、また1級路線などを修繕、そういったものをしてから順を追っていな穂街道に取りかかればいいのかと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 経過年度というか、それよりもむしろ質の問題は非常に重要なかと思っております、順番というだけではなくて、状況をよくご覧いただいて計画を立てていただければと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 今話にも出ていました町道7号線のところで、測量設計等委託料が当初予算205万5,000円で、今回の増額が1,237万5,000円、この辺の少し追加の説明をいただきたいんですが。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 当初計上の200万円という予算につきましては、これは非破壊検査におきます現状の路盤の把握の調査になります。詳細設計については、手前みそといいますか、うちの職員で当初設計をするというような形では考えておったんですが、調査の結果が何せちょっとひどいものですから、その辺を網羅した詳細な設計を組まないともたああいう形で年々悪くなっていくというようなことも分かったので、ここはじっくりと1から詳細設計をさせていただいて、算出の土量なんかも出てきますので、その辺も加味しまして、あわせて

今回追加ではございますが、補正予算ということで計上させていただきました。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 分かりました。ありがとうございます。

かなり高額ですので、内容を少ししっかりチェックしながら進めていただくようお願いいたします。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 常任委員会でこの町道7号線、本会議で質疑があった町道7号線と言っているんですが、町道7号線は、小室派出所からサイサンまでの道路という解釈でよろしいですか。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 町道7号線につきましては、起点終点については、小室交番までございますので、上尾市から言いますとサイサンのガス基地、それから小室交番までが7号線と言われるところの路線なんですけれども、今回の工事で考えておりますのは志久駅までです。志久駅からサイサンの基地まで、その経路が今回の該当路線でございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 その距離が940メートルということですか。面積はどのぐらいになるんですか。

○戸張光枝委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時44分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

土木課長。

○今野茂美土木課長 失礼しました。延長距離は940メートルということでございます。面積

につきましては大体7メートルの幅員と考えまして、約6,500平米です。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 今答弁いただきましたけれども、令和5年度に向けて実施していきたいという方向でよろしいですか。確認ですが、お願いします。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 まずは詳細設計のほうを設計させていただきまして、その後令和5年度に向けて要望していきたいというふうに考えております。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 結構です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

30ページから31ページの第8款消防費について、質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 30から31ページにかけて、常備消防職員人件費で1,550万円がマイナスというところで、そういう補正されていますけれども、質問の趣旨は、かねてから消防職員定員61名、現状59名というようなお話がありました。このマイナス1,550万円の補正についてはどのような環境なんですかということを質問したいと思います。定員61名に対して、来年度広域で上尾市と一緒になるんですけれども、61名に対して今はどうなんですか、今後61名にするにはどうするんですかということも含めて答弁していただければと思います。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 消防職員の人件費の関係でございますが、現在こちら、再任用職員を含めまして65名ということになります。ただ、今回の人件費の補正につきましては、総額で1,550万円の減額となりますが、こちらが令和3年度で定年退職を迎えた職員が3人おります。そういった関係もございましての減額となります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 それで、来年広域化になるときに61名というのをキープできる計画ですか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 61名での広域化という形になります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 結構です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

34ページから45ページまでの給与費明細書、地方債調書について、質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第47号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第47号議案 令和4年度伊奈町一般会計補正予算（第6号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第47号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時49分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、第49号議案 令和4年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 6ページ、清算金ですね。今回346万7,000円のプラス補正が組まれたんですけども、お尋ねしたいのは、清算金事業の進捗状況はどうでしょうかと、順調にいつていきますか。例えば、こんなような表現で言っていて結構なんですけれども、清算金が5億円ありますと。現在3億円まで来ていますと。達成率は60%です。そのような形で進捗状況を説明を受けたいんですが、いかがでしょうか。

○戸張光枝委員長 都市計画課長。

○渡邊研一都市計画課長 清算金の関係でございますけれども、清算金のトータル金額が2億536万1,722円、それに対しまして、既に今年度分ですけれども、今年度既に支払いが終わりました清算金につきましては933万6,189円でございます。大体率にしますと、大体4%ぐらいと想定しております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 今年度933万円。分かりましたけれども……

○戸張光枝委員長 村山委員、よろしいですか。まだ執行部から答弁がありそうなので、続けてよろしいでしょうか。

○村山正弘委員 そうですよ。答弁漏れているよね。

○戸張光枝委員長 はい。

都市計画課長。

○渡邊研一都市計画課長 先ほど申しあげました数字につきましては今年度の徴収の額でございまして、令和3年度、令和4年度、現在までの徴収金額につきましては1億7,443万7,268円でございます。収納率としては84.9%となります。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 もう一点確認ですけれども、この事業終了があと3年でしたっけ。延長して、残り期限が。そこまでに清算可能になるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 都市計画課長。

○渡邊研一都市計画課長 清算金につきましては、一番最後までは令和13年度までとなります。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 いいです。結構です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第49号議案 令和4年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第49号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第52号議案 令和4年度伊奈町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 見方で質問させていただきます。5ページのキャッシュフローの見方ですけれども、2の一番下に投資活動によるキャッシュフローというのがあるんですけれども、この場合の投資活動というのはどういうものなんでしょうか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 2の、投資の関係ですが、これは4条で行います建設改良工事になります。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 具体的には、この投資活動というのはどのようなものですか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 主なものといたしましては、寿地内で配水管の布設替を行っておりますので、排水管の布設工事が主なものでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 確認ですけれども、貯水場に古い配水管を取ったやつ積みまわっていますよね。

ああいう配水管の交換工事が投資活動というふうに見えていいんですか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 分かりました。それが4億円マイナスというのはどういうことなんですか、このキャッシュフローで。事業をしなかったってことですか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 ここに記載してあります△4億6,351万4,000円につきましては、この金額を使って工事を行うので、この金額分が出ていくという意味で掲載されております。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 結構です。

○戸張光枝委員長 続いて、武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 3ページの収益的支出、業務費が、委託料がマイナスの1,659万円ということなんですが、これは業務内容が変わったのか、業務委託先が変わったのか、どういった意味の減額になるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 委託料の減額につきましては、令和元年度から令和3年度までの3年間の契約が終了するため、新たに令和4年度から令和6年度までの3年間の契約を締結したため、指名競争入札を行いました。このことにより、伊奈町水道事業徴収等業務委託、これは業務費になるんですが、額が確定いたしましたので、今回1,659万5,000円減額をさせていただきます。委託先につきましては、前回と変わりなく、日本ウォーターテックスになります。委託内容についても変わっておりません。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 ありがとうございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第52号議案 令和4年度伊奈町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第52号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第53号議案 令和4年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 4ページの支出で、資本的支出ですね。管渠整備費634万6,000円の増ということで、提案説明のところで、想定しているよりも工事が進んだんというような内容だったかと思います。現在、その整備計画に対して全体の進捗状況としては先行しているというようなイメージでよろしいのでしょうか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 現在認可をいただいている認可面積につきましては541.2ヘクタールで、そのうち531.37ヘクタールが整備済みとなっております。未整備箇所については、道

路が私道などのため今現在残っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 イメージとしての進捗度というのはどのように捉えればいいんでしょう。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 イメージ的にはほとんど完了していると考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 すいません。私の言葉が足りなかったかと思うんですが、頭打ちで進みが遅くなっているのか、もう残りの部分もある程度見えて、ここから突き進むんだよというようなところなのかというところをつかませていただければと。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 一部については、県が進めています伊奈中央線が開通すると同時に工事をさせていただきたいと思っておりますが、残りについては私道関係等が絡んでくるので、やはり町に私道を寄贈していただくのがなかなか問題があると思いますので、伊奈中央線以外については難しい状況だと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、村山委員。

○村山正弘委員 2ページ、ここで補正で職員給与がマイナス648万8,000円と出ています。それで、上の資本的支出については3ページの表で追えるんですけども、いわゆる人件費の648万8,000円は、この今回提出された資料の中でどこで追えばいいですか。どこかで足し算したり引き算したりするんですか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 7ページに給与費明細書がございますので、この額の比較の合計、一番下の右側になるんですが、そこに648万8,000円の減額となるということが記載されておりますので、ここと突き合わせをしていただければと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 それで、それが3ページの表には載らないものなんですか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 大変申し訳ないんですが、給与費の作り方がこういう形になっております。また、大変申し訳ないんですが、足し込むとすれば、3ページの営業費用のところに管渠費、ポンプ場費、業務費、総係費、ここに各給料、手当、法定福利費等がございますので、これを足し込んでいく方法となります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 後ろのほうは参考資料という見方をして、この資料で議案では数字が見やすいようにぜひ今後お願いしたいと思います。足し込んだりしないで、今回補正で648万8千円というのがマイナス補正で出ているわけですから、その648万8千円がぼんと出ているような確認をさせていただけたらと思いますが、いかがですか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 この給与費の作り方については、一般会計もこのような方法を取っておりますので、一般会計が変わるようであればそれに倣って上下水道事業についても変更させていただければと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 納得できませんけれども、分かりました。

○戸張光枝委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第53号議案 令和4年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第53号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○戸張光枝委員長 暫時休憩を解いて、ただいまから10時15分まで休憩を取りたいと思います。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時15分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第54号議案 伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

高橋委員。

○高橋まゆみ委員 こちら、令和2年度に決まったものだと思うんですけども、来年度、地方統一選挙があるに当たりまして、こういう情報をホームページとかでも掲載されているのか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 選挙公営に関する情報、あとは来年度の選挙の関係のホームページの掲載ということでございますが、まだ具体的にはお載せできておりません。また、来年の統一地方選の関係につきましては、恐らく年内、4年前を見てもみますと、12月ぐらいにその辺の日程等が県のほうから報告あろうかと思っておりますので、そちらでご報告させていただきたいと

考えております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 他自治体では載せているところもありますので、ぜひ多くの町民の方に周知できるように、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 委員おっしゃるとおりでございますので、しっかりと対応していきたいところでございます。今回、単価のほうも変わったところでございますので、変更後、改めて掲載をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 高橋委員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第54号議案 伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第54号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第55号議案 伊奈町職員の育児休業等に関する条例及び伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 今回の条例改正は、いわゆる産後パパ育休が、産後8週間のうちに2回取れるようになりますよと。8週間以降もまた2回取れるようになりますよというような内容だろうかと思います。

今現在、男性職員の取得状況を確認させていただきたいんですけども、対象人数がどのぐらいいて、取得された方、取得率というのがどういったものになっているのか。また、町で目標値というのを定めていれば、それも併せて教えてください。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 ただいまの育児休業の男性職員の取得状況といったところでございます。

令和2年度で申し上げますと、取得対象者が2名のところ、1名、令和3年度で申し上げますと、取得対象者数が8名で、うち取得者が2名、こちらが勤務条件調査というのが毎年ございまして、そちらに報告している数値となります。

それと、男性育児休業の町の目標というか、目指すところの数字でございまして、こちらにつきましては30%ということで掲げております。こちらが伊奈町次世代育成／女性活躍特定事業主行動計画、令和3年度から令和7年度ということでお示しをさせていただいているところでございますが、その中で、一応男性職員の育児休業取得率というところを30%ということで定めているところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 30%ということで、随分控え目なのかなというところなんです。それで、30%なら達成できていますよと、達成できていないのかな、令和3年度になりますと少し欠けていますね。

今後、国としても共働き世代の人も含めて、育児休業を取りやすいようにと行って、制度を変えていく方向になっているわけですが、今後、これからこの制度が変わって、庁舎内の取組というのは何か考えていることはありますか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 育児休業取得につきましてですが、職員に関して申し上げますと、お子さんが生まれたということでの届出も、職員管理の面で総務課のほうにございます。そういったときに、ぜひとも育児休業の取得、その辺の制度の紹介を含めまして、現在もさせていただいているところでございます。

期間的なものを含めまして、積極的に取得していただきたいというお話は、その都度させていただきますと思います。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 育児休業をしていただくためには、人材の問題とかいろいろあるかと思いますが。複合的に考えて準備していくようになるのかなと思いますので、十分検討しながら進めていただきたいと思います。

あと、1点だけ、今回の条例改正でもう一点、非常勤職員の休業の取得の要件が緩和になったと、なるのかなと読んでみただけですけども、これまで会計年度任用職員とかで休業を取られた方、育児休業、介護休業を取られた方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 非常勤職員における育児休業の取得につきましては、現在町ではおりません。

以上でございます。

○武藤倫雄副委員長 それは対象者がいなくて取られていないのか、対象者はいるけれども取られた実績がないのかということまではわかりますか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 申し訳ございません。その対象者がどうかということまでの確認は取っておりませんが、現状といたしましては取得している者はいないということでございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 分かりました。

非常勤職員の方も非常に大変重要な戦力の皆さんですので、ぜひその辺も目配りをお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○戸張光枝委員長 ほかに。

大野委員。

○大野興一委員 会計年度職員という状態が常態化してきた、それによって様々な権利が整備されてきたと、そのことは非常によいことでありますし、会計年度職員の勤めやすい条件がそろってきたと思うんですが、こういうふうには会計年度職員が多くなってきているのは、む

しろ正規職員を増やしていくことで補っていくような方法のほうが、働く人にとっては好条件になっていくのではないかと思いますし、会計年度職員の中にも正規職員に入れるような道というか、そういうのはあったほうがよろしいかと思うんですが、その辺の見解は、国の制度と関わる問題でありますけれども、質問させていただきます。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 確かに正規職員の職員数を増やすというか、適正な人員配置というところが挙げられているのかと思います。各課において、仕事もいろいろございます。また、国、社会情勢によって、いろいろな仕事も求められているところがございます。総務課といたしましても、そういった各課の状況を踏まえ、今後、適正な職員数を目指してまいりたいと考えておるところでございますが、委員おっしゃるとおり、会計年度任用職員のお力も大変必要なところであるかと存じておりますので、併せて、今後しっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第55号議案 伊奈町職員の育児休業等に関する条例及び伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第55号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第56号議案 伊奈町税条例等の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第56号議案 伊奈町税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第56号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第59号議案 工事請負契約の締結について（小貝戸用水伏せ越し工事）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 農業用水の伏せ越し工事については、私の記憶では、国庫支出金が既に使い果たしているのでは、自主財源で行うものだと認識しているんですが、そこら辺はどうなんですか。

○戸張光枝委員長 アグリ推進課長。

○大野正人アグリ推進課長 小貝戸用水の伏せ越し工事の国庫補助金の関係でございますが、今回、農山漁村地域整備交付金といたしまして、歳入で2,265万円を見込んでございます。また、県の補助金といたしまして630万円、合わせまして2,895万円が今回の工事に充当されるということでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 残り分が自主財源ということでいいですね。

○戸張光枝委員長 アグリ推進課長。

○大野正人アグリ推進課長 委員お見込みのとおりでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 今回の入札方法は、指名入札、一般競争入札、どちらだったんですか。

○戸張光枝委員長 アグリ推進課長。

○大野正人アグリ推進課長 一般競争入札で行っております。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 10分で終わっているんですよね。いわゆる……20分か、30分に開始して49分で終わっているということで、事前に応札する企業については把握できるわけなんですか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 ただいまの入札の時間の関係でございますが、開始時間が10時30分で、終了が10時49分ということでございます。こちらは、入札の提出期間が決められております。その時間までに入札いただいた業者が決まっておるかと思っておりますので、開札日に、開札ボタンを押すと、もうその時点でどの業者が落としたかというのは分かる状態でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そちら辺、分からないところがあるんですけども、この開札時間というのは、10時から始まって5時までとか、12時までとか、一応あるわけなんでしょう。そして、この3者で、10時49分で、はい、ここで終わりましたという締めボタンを押すその判断というのはどこですのかなど。いわゆる応札業者というのは把握してあるかどうかという質問なんです。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 大変失礼いたしました。

こちらの一般競争入札でございますが、現在電子入札により、一般競争入札を行っているところでございます。そうした中で、入札書の提出期間でありますとか、開札の時間というのが、入札の告示書の中で明記しております。その期間までに入札くださいと、その期間が決められておまして、今、委員おっしゃる提出期間がいついつの何時までとすれば、そこで締め切りますので、その時点では何社いらっしゃるかというのは分かるところでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 私が聞きたいのは、入札をただいまから行いますとスタートしますよね。いわゆる開札したら、閉札するまでの時間というのは、いわゆる10時から始まって、12時までが開札期間ですと、そこで応札できますと、一般競争入札ですから、電子入札ですのでぽんと送ってきて、それが業者として来ると。10時で締め切るというのだったら分かるんです。例えば閉札時間が12時と決めてあったら、12時で締めるのであれば分かるんです。今回のように、19分で締めるには、どういう基準でそういう閉札をしたんですかということです。

前回の、前々回ですか、6月の議会ですか、ここら辺でやはり入札、何かの事業でありましたけれども、1分間というのがありましたよね。開札して、閉札まで1分間と。それ、どうなのかなと。そういうふうに把握しているのかなと。ところで、それで質問は、事前に応札する業者が分かるもんなんですかという質問なんですよ。予定外の、いわゆる把握している以外の業者が応札した場合は、その扱いはどうなるんですかということなんです。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

○森田範仁総務課長 入札書の提出、締切り期間でございますが、告示の中で、7月22日から7月27日の17時、午後の5時までということでの締切り時間を設けております。そして、開札につきましては、7月28日の10時30分から行うとなっております。同日における一般競争入札、電子入札によります一般競争入札がこの当日は4本ございました。4本ある中の当該小貝戸用水伏せ越し工事が4本目に上がっておりますので、10時半から一つ一つ入札案件を開札していったところ、時間が10時49分という形になったところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 くどくやるつもりはないんですけども、指名競争入札の場合は、あなたとあなたとあなたの会社が、今回入札指名しますと、そこで金額出してくださいと、例えば5

社あったら5社です。それで応札する業者が決まりますよね。一般競争入札の場合は、一般ですから指名していないわけですから、今回この3社で決めたという基準は何なんですかということなんです。3社でもう応札はなしと。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 一般競争入札でございます。

当該案件に係る告示内容に基づく入札があったのが3件だけだということでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 結構です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第59号議案 工事請負契約の締結について（小貝戸用水伏せ越し工事）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第59号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第60号議案 町道路線の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第60号議案 町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第60号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第61号議案 町道路線の廃止についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第61号議案 町道路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第61号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、陳情に係る部署以外の執行部は退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

続いて、陳情受付第6号 伊奈町制施行記念公園キャンプ場に関する陳情書を議題といたします。

本日、議会基本条例第4条4項の規定に基づき、陳情者の出席を要請したところ、改新みらい代表富井篤弥氏に出席していただきましたので、ご意見をお聞きしたいと思います。

ご意見を伺う前に、進行方法について申し上げます。

陳情者から5分以内で意見を述べていただき、その後、委員から陳情者に対して質疑を行うことといたします。

なお、ご発言の際にはその都度、委員長の許可を得てご発言くださるようお願いいたします。

また、陳情者は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、富井様、よろしくお願いいたします。

○富井篤弥氏 このたびはこのような説明の機会を設けていただき、誠にありがとうございます。私は、改新みらい代表の富井と申します。

さて、陳情書の4つの陳情事項につきまして、その趣旨と思いを説明させていただきます。

まず、陳情事項の1と2の伊奈町公共施設予約システムについてです。

現状としまして、公共施設予約システムは利用者にとって不便で使いづらいのが実情です。不便を感じる点は大きく2つあり、1つ目に、システムの利用者番号登録がインターネット上で完結していないことが挙げられます。これは、利用者登録の際、本人確認のために公共施設に赴く必要があるからです。利用者番号登録は、いわばインターネット上のサービスを利用するためのアカウント登録でございます。身の回りのネット上のサービスにおけるアカウント登録を想像していただければと思いますが、その多くはインターネット上で完結しております。

したがって、利用者登録のために公共施設に行かなければならないというのは、利用者からすると煩わしいものです。

続いて、2つ目に、公共施設予約システムで利用したい施設の予約をしても、それは仮予約であることが挙げられます。現状として、施設の予約を確定するためには、定められた期

限内に公共施設に赴いて、施設の許可書の受領や利用料の支払いを行う必要がございます。これらの手続きにつきましても、公共施設予約システム上で行うことはできません。

私ごとですが、以前に記念公園のキャンプ場を予約システムから予約した際に、これで予約が完了したと思い、当日現地のご担当者の方に許可書があるか尋ねられ、そこで初めて許可書の存在を知りました。予約システムという名前であるのに、このシステムだけでは予約が確定しないことに不便さを感じました。

公共施設予約システムは、いわば予約サービスです。サービスを受ける側の視点に立って、こうした不便な点を改善していただければと思います。このシステムを公共施設の利用許可書を出すためのツールではなく、公共施設を利用者の方々に届けるためのサービスの一つとして運用していただきたく存じます。

続きまして、陳情事項の3と4の伊奈町制施行記念公園キャンプ場についてです。

現在、このキャンプ場はバーベキューをするための無料デイキャンプ場となっております。平成22年度前までは、夏休み期間中は宿泊キャンプができましたが、今は時期に関係なくできません。

ちなみに、宿泊キャンプの利用を廃止した平成22年度頃は、1990年代のキャンプブームが終わり、オートキャンプ人口が減少し、キャンプの人气が低迷した時代でもありました。その後、平成25年頃から、オートキャンプ人口は令和元年に至るまで増加しました。コロナ禍によりキャンプ人口は減少しましたが、密にならない娯楽として注目されており、昨令和3年のオートキャンプ人口は平成25年と同じ水準まで回復しております。

こうしたキャンプ需要に、記念公園キャンプ場を、宿泊キャンプの復活という形で応えていただきたく存じます。そして、伊奈町在住の若者として、若者や親子、家族が伊奈町内において泊まりでアウトドアを楽しめるスポットがあればうれしいという願いもございます。

また、記念公園キャンプ場は、観光スポットである伊奈バラ園に隣接しております。現在、キャンプ場は伊奈町に関係する方のみ予約できますが、この制約を撤廃することで、バラ園とともに新たな観光スポットとすることができます。

このようにキャンプ場を充実することで、多くの方々が楽しめる場所となり、かつ伊奈町の地域振興にもつながると存じます。

以上になります。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

以上で陳情者のご意見の陳述を終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

村山委員。

○村山正弘委員 誰も質疑しないので、しますけれども、基本的に富井さんの今の考え方に賛同している方というのはどのくらいいるんですか。

○富井篤弥氏 どのくらいといいますと、自分の友達であったりとか、そういう若い人たちで、具体数を申し上げますと分からないというのが現状でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 私も年寄りですから、単刀直入にお話ししますけれども、この行政というのは、どこでもそうですけれども、陳情というのは誰でも陳情できます。請願というものもあるんですね。誰でも請願できるんです。基本的には、町の制度とかそういうものを動かしたいというときに、1人の、例えば私、村山と申しますけれども、私はこう思う、これは正しいだけでは駄目なんですね。賛同する人がどのくらいいるのかなと、自分で署名をもらって歩いて、1,000人集めました、2,000人集めました、どこでもやっていますよね、いろいろ署名活動とかそういうのが。それで、これがいいのかなと、あるいはいろんな意見を入れるとか、そういう形に持っていくことも、今後。

富井さん、何回か陳情書を出していますよね、今までに。大変積極的に町政とか議会にも出してくれているんですけれども、基本的な形として、自分はこれで正しいと思うんだと、それに賛同する人がどのくらいいるのかなということも、一つの進め方、具体的な進め方のベストだと思います。

○戸張光枝委員長 村山委員、よろしいですか。

○村山正弘委員 はい。

○戸張光枝委員長 山本委員。

○山本重幸委員 私は山本といいますけれども、陳情に関しては、これは趣旨は理解できるんです。

しかし、これはやはり役場に対して、この件を役場に対して、この件について質問したことがあるのか、こういったことを申し上げたことがあるのかどうかということをお聞きしたい。それで、役場からどうやって回答があったかということで、もしその回答が非常に不満であったら陳情を出すと、我々議会に伺うという形にしないと、まず役場でこのことをどの

ように受け取ったのか、あるいは役場へ全然こういうことを言わないで、直接この陳情が出てきたのかどうかということが、お伺いしたい点ですけれども、どうですか。

○戸張光枝委員長 富井様。

○富井篤弥氏 といいますと、端的にまとめますと、この陳情に関して、役場に対して何かそういうアクションを起こしたかということによろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 山本委員。

○山本重幸委員 そうです。

○戸張光枝委員長 富井様。

○富井篤弥氏 こちらにつきましては、質問という形で何度か都市計画課の方や、あとはデジタルトランスフォーメーションの担当の方に質問をしたことはございます。

ただ、不満とかそういうことについて述べたことはございません。

以上です。

○戸張光枝委員長 山本委員。

○山本重幸委員 陳情の1番も2番も、これはまず、役場でデジタルトランスフォーメーションという担当もあるわけですから、これからどのように考えているかということを役場で表明してもらって、それでちょっと不満だったら、議会何とかしてくださいと、こういう形を取らなくちゃいけないんですよ、本来。

だから、役場に対して、担当課がいるんですけども、そのことに関して何か質問をしたことは、あるいは要望したことがあるかどうかということ、もう一回聞かせてください。

○戸張光枝委員長 富井様。

○富井篤弥氏 そうですね、まず、ちょっと理解いたしかねることとしまして、陳情書というものは、役場、そういう手続を踏む必要は実際にはないわけですよ。陳情というものに関しましては、町民であったり、町に住む方が誰でも議会に出せる制度でございます。

ゆえに、私はこの陳情書を提出しました経緯としまして、これは、私が若い人たち、伊奈町民として、今この公共施設予約システムの改善と、また娯楽施設としてのキャンプ場の充実を訴えつつ、かつ私がこういう改新みらいという地域の政策研究やそういうまちづくりの研究であったり、提言を行う団体として、伊奈町の地域振興策としての提案も兼ねております。つきましては、そういう役場の方に2回ほどご質問はいたしましたが、それを基に私はこの陳情を作成いたしました。

以上です。

○戸張光枝委員長 山本委員。

○山本重幸委員 いずれにしても、議会としても、こういった項目について、役場がどのような対応を取るかということをお伺いして、それから判断しないといけないわけですよ。だから、事前に富井さんが役場にどういった話をしているかということを知りたかったわけです。だから、あとどっちみち我々だけで判断できないから、役場の考え方を聞いて、それで富井さんの考え方と一致する部分があったら、それは採択するとかね、あるいはいろいろ方法は私たちは考えるから、そういった手段を取らなくちゃいけないわけですよ。

ですから、私が今聞いたのは、ちゃんと役場にこういった話をして、それで役場がどういった対応を取ったかということ、それを聞いて、それからどういった形を取るのか知らないけれども、我々が富井さんがいらっしゃるところで話をするわけじゃないでしょう、これからね。だから、それなら、このご意見をお聞きしたので、そういったことをまた役場の執行部に対して話を聞いて、それから判断するんです。ですから、今お聞きしたのは、富井さんがどういったことでもってこういった陳情を出したかという、その経緯を知りたかったからお聞きしたわけです。

以上です。

○戸張光枝委員長 続いて、武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 武藤と申します。よろしくお願ひします。

陳情者の富井さん、これまでも陳情を出されていて、時世に沿った視点でいろいろ見ておられて、いろいろ勉強もされているなという感じで推察はさせていただいています。

先ほど、お言葉の中で、改新みらいについて、町の先の在り方であるとか、そういったのを研究して提言などを行っているグループですというお話をいただきました。代表を務められているということで。すみません、もう少しだけ、この改新みらいという団体、どういった団体で、どういった活動をされてきている団体なのかということをお伺いしてもよろしいですか。

○戸張光枝委員長 富井様。

○富井篤弥氏 改新みらいというものにつきましては、2019年に立ち上げました任意団体です。こちら、私どもは、現在まだメンバーにつきましては4名しかおりません。具体的に何をしているかと申しますと、伊奈町であったり、居住地域である埼玉県の政策の研究、まちづくりの研究及びその政策提言として、このような陳情書を出したりということをしております。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 ありがとうございます。お聞きしたかったものですから。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、以上で陳情者に対する質疑は終わりました。

陳情者は退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時58分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

本陳情について、委員各位のご意見をお伺いいたします。

山本委員。

○山本重幸委員 最初の1番、2番というのは、これは我々も感じていることだし、これから今、新しい課も設置されているわけですから、何か対応をしていただけるんじゃないかと思えますけれども、その辺を執行部にお聞きしたいと、このように思いますが。

○戸張光枝委員長 執行部側の答弁を求めます。

DX推進・新庁舎整備室長。

○澤田 勝DX推進・新庁舎整備室長 陳情の1番、2番についてでございますが、現行のシステムにつきましては、令和3年2月1日から新たにシステムを交換した形になっております。つきましては、今、陳情者からお話ございましたように、まず利用者の登録をしていただくに当たりまして、個人であれば、主に使う施設で利用者登録をしていただく、また団体であれば、各施設ごとに団体登録をしていただくというような手順を踏んでいただく必要がございます。

これにつきましては、町内の方、在住・在勤・在学の方とそれ以外の方で料金のほうがそれぞれの施設で違うものですから、まずその資格要件が合っているのか、町内の方なのかどうかというのを確認させていただくということで、各窓口で登録していただくというような手順を踏まさせていただいているものでございます。

また、料金の支払いにつきましても、こちらにつきましてもは現行のシステム上、インターネット上で決済するというような、そういうような仕様になってございません。令和3年2月1日にシステムの更新をしたときにも、各サービス提供事業者からインターネット上で決済ができるというような事業の提案もございませんでしたので、以前と同じような形での決済というようにやっておりますので、現行のシステムでの対応はできないというように形になっております。

以上です。

○戸張光枝委員長 山本委員、

○山本重幸委員 今のところ了解です。今までは了解している。

○戸張光枝委員長 ほかにご意見のある方。

村山委員。

○村山正弘委員 先ほども言いましたように、1つのことにたけているというか、いろいろ考えた方が提案してきたんですけれども、この4項目について、都市計画課が窓口になっているのかな。これ、どうなんですか、今精いっぱいやっているとか、取り入れるところがあるとか、そんなところの見解はどうなんですか。

○戸張光枝委員長 都市計画課長。

○渡邊研一都市計画課長 都市計画課の関係ですけれども、キャンプ場の宿泊、これが今デイキャンプになっているんですけれども、これを宿泊にできないかというところがございますけれども、これは平成21年度までは、夏休みに限りましてキャンプ場の宿泊の許可をしておりました。周辺に住宅が増えたこと、それから不審者が現れたという情報がありまして、それを受けまして平成22年度から宿泊の利用を認めておりません。

今後、安全上とか、管理上とか、いろいろな様々な確保が難しいというところがございます、宿泊キャンプについては今のところ難しいのかなと考えております。

それから、4番目の記念公園のキャンプ場について、誰でも予約できないかというところがございますけれども、キャンプ場については現在無料となっております、町内在住・在勤・在学の方であれば利用可能としております。利用が、週末、土日祝日に結構集中しております、町外の方を認めますと、週末に町内の方の利用が難しくなったりといった町民サービスの低下を招くおそれがあるため、今のところ町内に限っているものでございます。

また、コロナ禍の影響によりまして、今11テーブルあるんですが、そこが密を避けるために5テーブルに縮小、貸出しのほうを縮小しているという実態もございますので、今のところ

ろ町外の方の利用は難しいものと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 根本的なところで、この陳情者の一番最後の2行にあるんですけども、いわゆる是々非々というのはありますよね。できるもの、できないもの。確かに平成21年のときは、あそこに、こういう表現はよくないかもしれないんですが、ホームレスの方がたむろしているとか、多目的トイレにも鍵をかけなくちゃいけないとか、そういうような状況がありましたですよね。いろんな環境があるかと思うんです。

ただ、こういう陳情で、はい、これで常任委員会で採択されましたから、都市計画課がやってくださいというような感じになかなか素直に言い切れないところがあるんですよね。というのは、先ほど言いましたように、どれだけこういう考え方をしている人が、あるいは役場がどれだけ努力しているかというところがいろいろあるんで、今、3番、4番については難しいと、1番、2番についてもいろいろ考えるところがあるということなんですけれども、やはりもうちょっと練ったような陳情だったらいいかなと思ったりしているんですけども。

総体的にどうですか。この4項目について陳情されましたけれども、キャンプ場について問題意識的なところは感じていますか。今の制度で貸出しについて。

加えて言えば、今、許可書と同時に水道の蛇口の栓を渡すんですよね。そうですね、さもないと水道が出ないんですよね。

○戸張光枝委員長 都市計画課長。

○渡邊研一都市計画課長 キャンプ場の貸出しにつきましては、無料というところでございまして、先ほども貸出しの流れのご説明を、DX推進・新庁舎整備室でしたんですけども、今のところで問題はないと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員、よろしいでしょうか。

○村山正弘委員 私からの質問は以上です。

○戸張光枝委員長 ほかにご意見はありますか。

大野委員。

○大野興一委員 1番、2番のシステムについてなんですけども、今後どうなんでしょうかね、簡便な方法というか、そういう方向は取れる予定というか、考えはあるのかどうか、そのあたり。更新したばかりということのようですので、今の世間一般のやつからすると、もっと簡

便にできそうな感じもしないではないですが。

○戸張光枝委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○澤田 勝DX推進・新庁舎整備室長 現行のシステムでは難しいものでございますので、新たに違う決済システムを導入するというような形ですることであればと考えて、いろいろと研究はさせていただいております。

ただ、そうすると、利用者の方も幾つか手順を踏まなければいけない、また事務局もそれぞれの決済の確認と、あと支払いの確認等でいろいろと今よりも手間がかかってしまうというのが現状でございます。

しかしながら、皆様のご意見を伺いながら、次回の更新や、またシステムの改修等あったときに、可能かどうかというのは検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 よく分かりました。いいです。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 また1番、2番のところなんですが、現在初回の登録になるんですかね、町内の方か、町外の方かを1回窓口で確認させていただきますよと。その後は、利用のときに支払いに関しても来ていただきますよと。これ、支払いの都度、その方の身分確認みたいのはされているんですか。それとも、システムの予約者に入っている名前と番号でもう信用というか、そういった形になっているんですかね。

○戸張光枝委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○澤田 勝DX推進・新庁舎整備室長 一応、それぞれのインターネット上で登録された方につきましては、自分のIDを入れていただくということで、このIDにつきましては、各個人、団体に出されているものですので、ほかの方には使えないと、使ってはいけないというルールになっておりますので、そのID番号を入力された個人、団体であれば、その番号を言っただいて、確かに予約があるのかどうかというのを確認させていただいた上で、許可書を出すというような形になっております。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 そうしますと、最初は1回は必ず確認しますよと。そうすると、この利用申込みの都度、支払いというところがやはり負担になってくるのかと。先ほど大野委員

からもありましたけれども。

一つの考え方として、コンビニ納付なんかできれば、平日仕事へ行ったりしている人はできるのかな、というのは今はないと思うんですけども、お勤めの方で週末使いたいよという方が、時間に縛られずに納付ができるとかとなればいいのかなど思ったりはするんですが、その辺は難しいですかね。システム上、また構築しなきゃいけなくなりますか。

○戸張光枝委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○澤田 勝DX推進・新庁舎整備室長 システム上で完結という形になりますと、ちょっと難しい状態でございます。

ただ、支払いだけということであれば、土曜日に出張所で支払いができますので、そちらを利用されている方もいらっしゃるかと思いますので、そういった形で支払いをしていただければと現在考えております。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 現状を確認させていただきました。ありがとうございました。

○戸張光枝委員長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

高橋委員。

○高橋まゆみ委員 先ほどもキャンプ場がなぜデイキャンプだけになったかというお話をお聞きしたんですけども、私も毎年のように子供会で利用させていただいています。宿泊キャンプができるときも、2年ほど体験したことがございます。その際と今の状況という、やはり周りの民家のことが多分大きいんだと思います。以前居住していたところでも、ご存じかもしれませんが、猿花キャンプ場というのがございまして、さいたま市の見沼区なんですけれども、あそこも森が結構大きな中であるにもかかわらず、やはり近くに住宅ができて、どうしても夜騒いでしまうという方がいらした。また、お酒を飲んで、あと花火をしたりということが事情で、多分同じぐらいの時期にデイキャンプしかできなくなりました。飲酒が禁止ということになっています。

民間ではなくて公共の施設ですので、やはりしっかりと管理して守っていくことが、何より大事かと思えます。猿花キャンプ場の場合は、前は、宿泊キャンプのときは市から専門のインストラクターみたいな方が派遣されて、宿泊のときも近くに小屋があって、そこに一緒に寝泊まりというか、そういう管理ができていたんですね。今、町制記念公園のキャンプ場を見ると、そういうことが恐らくできないと思うので、また治安もいろんな方がいらしていますので、やはり安全上の問題でも、宿泊キャンプというのは今後も難しいのではないかな

と思います。

このあたり、今後宿泊キャンプが可能になるかどうかというところで、役場のご見解をお聞きしたいと思います。

○戸張光枝委員長 都市計画課長。

○渡邊研一都市計画課長 キャンプ場の宿泊の関係でございますけれども、先ほども安全上、管理上の確保が難しいというお話をさせていただきましたけれども、特に管理上ですと、例えば今シルバー人材が朝から夕方ぐらいまでいるような状況なんですけれども、宿泊となると、24時間常駐というものも必要になってきますし、キャンプ場の近くにその詰所みたいなものをつくらなくちゃいけないというものも出てきます。

また、不審者対応としましては、周りを柵で囲うとか、外部から侵入できないような対策も取らなくてはいけないと考えています。

また、昨今ゲリラ豪雨というのがかなりありまして、そういったものが発生したときに、そういった宿泊者を一時的に避難させる場所というのも今のところございませんので、なかなか宿泊キャンプというのは難しいかなと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 ゲリラ豪雨に実際キャンプ場で当たったこともあります。そのときは、慣れている方が一緒だったので事なきを得たんですけれども、一般の方となると、皆さんが慣れている方とは限りませんので、いろいろな自然災害、雷も雷雨等もありますので、その辺の安全管理の面でも、やはり今後もちよっともう厳しいのでは、公共では厳しいのではないかとこのところは私の考え方であります。

もう一つ、予約する際に役場まで行かなければいけないという1つ目の陳情ですけれども、これはやはり本人確認というのはとても大事だと思います。実際、インターネットがいろいろと、私も詳しくないんですけれども、性能がよくなっているのかもしれないんですけれども、やはり本当にこの方が町民の方かどうかとか、町内でお勤めの方、学生という確認は、やはり今後ともしっかりと取っていくことが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○戸張光枝委員長 よろしいでしょうか。

○高橋まゆみ委員 はい。

○戸張光枝委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

大野委員。

○大野興一委員 関連した内容になるかと思えます。

キャンプ場の件なのですが、宿泊キャンプというのが結構はやってきているのは事実のようです。町内でも私有地になりますけれども、そういうところでやってらっしゃる方もいらっしゃるようだし、あとは、私の家のすぐ近くに蓮田市の公園がありますが、そこでキャンプを張っている方もいらっしゃったり、コロナ禍や経済状況とか、そういう中でアウトドア系のものが非常に盛んになってきているというのは事実のようではありますが、ただ、公共施設というか、管理上非常に難しい問題がありますので、宿泊というのは非常に難しいのかなと思います。今後、いろんな検討を加えていく中で、そういうことも可能になるということになればですが、現状の伊奈町の中での公共施設の宿泊キャンプというのは非常に難しいのかなと思います。

今、先ほど町の都市計画課の見解を聞いておりますので、一応それだけで。

○戸張光枝委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 では、この陳情書の扱いについて、お話をしたいと思ういます。

ここで、執行部の退席を求めます。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時24分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

村山委員。

○村山正弘委員 このキャンプ場に対する陳情書については、陳情者がいろいろ問題意識を持っていることは分かりました。

しかし、現状役場も都市計画課も一生懸命やっていることで、ここでできること、できないこともありますから、不採択としたらいかがでしょうか。

ただし、陳情内容については、担当の都市計画課には伝えるということはいかがですか。

○戸張光枝委員長 というようなご意見ですが、皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 これより陳情受付第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者なし〕

○戸張光枝委員長 起立者がおりません。

よって、陳情受付第6号は不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務建設産業常任委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項の3、その他に移ります。

所管事務調査、視察研修の日程等について事務局からお願いいたします。

局長。

○大津真琴事務局長 今資料をタブレットに掲載します。

今、お手元に総務建設産業常任委員会の所管事務調査の行程表が行ったと思います。

日時は10月17日月曜日で、出発が役場を8時15分に出発したいと考えております。場所は群馬県藤岡市役所です。防災公園の視察となります。10時から12時の間、2時間ほど視察をさせていただきます。その後、藤岡市内で1時間程度お昼を取って、それで帰庁というところで、一度、道の駅で休憩を挟みます。予定では16時に役場に到着予定です。よろしくお願いいたします。

それと、あしたまでですが、質問事項をお願いしてございますので、事務局にメール等で質問事項を送っていただければ、事務局で取りまとめいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

今の局長の説明に対して、ご質問ある方いらっしゃいましたら。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 よろしいでしょうか。

では、閉会の前に副委員長より挨拶をお願いいたします。

○武藤倫雄副委員長 皆様、慎重審議、ありがとうございました。

○戸張光枝委員長 これをもって閉会といたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前11時28分